

医政総発0916第1号
平成27年9月16日

各〔都道府県
保健所設置市
特別区〕衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局総務課長
（公印省略）

長期入院者がマイナンバー通知カードを入院先で受け取るに当たっての
居所情報の登録申請に関する更なる周知等について（依頼）

平素より医療行政に特段のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

長期入院者の居所情報の登録手続に関する周知等については、平成27年8月10日付け医政総発0810第1号（以下「平成27年8月10日付け通知」という。）にて協力依頼を行ったところです。

今般、平成27年9月11日に開催された「マイナンバー広報促進関係省庁会議」（世耕内閣官房副長官主催）において、居所情報の登録手続の広報について、9月25日の申請期限を控え、再度徹底していく必要があることが確認されました。

については、既にご対応いただいているところとは存じますが、上記の趣旨も踏まえつつ、既に送付している「平成27年8月10日付け通知」を再度ご参照いただき、引き続き本件に係る周知等へのご協力を賜りたいので、貴管下の医療機関及び関係団体等に対する周知方よろしくをお願いします。

担当：

（長期入院者の居所情報登録について）

厚生労働省医政局総務課 小林、家田

03-3595-2189（直通）

kobayashi-maki@mhlw.go.jp

ieda-yuuya@mhlw.go.jp

（マイナンバー全般について）

マイナンバーコールセンター

0570-20-0178

【全国共通ナビダイヤル】

9:30～17:30（土日祝日・年末年始を除く）